

報告第3号

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約の 施行期日について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する施行期日を次のように決定したので報告します。

記

施行期日 平成26年11月20日

岩内町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の素案作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道岩内郡岩内町字清住258番地岩内町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 形成計画の素案作成の協議に関する事
- (2) 形成計画の実施に関し必要な協議に関する事
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 岩内町長が指名する岩内町職員
 - (2) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
 - (3) 北海道後志総合振興局長が指名する者
 - (4) 関係する道路管理者が指名する者
 - (5) 岩内警察署長が指名する者
 - (6) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (7) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (8) 地域住民又は利用者の代表
 - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長は、岩内町副町長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、岩内町のホームページ等を利用して公表する。

7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岩内町企画経済部企画産業課（企画・原子力発電所担当）に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令」について

平成26年10月31日
総合政策局

標記政令について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

第186回国会において、地域公共交通再編事業の創設等を内容とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第41号）が成立し、平成26年5月21日に公布された。

標記政令は、同法の公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定めることとされている施行期日を定めるとともに、同法の施行に伴い必要な規定の整備をするため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成19年政令第297号）等の一部を改正するものである。

2. 概要

（1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を平成26年11月20日とする。

（2）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正

軌道事業の特許を要する地域公共交通再編実施計画について国土交通大臣の認定を受けようとする者について、申請書等を地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

②道路運送車両法施行令の一部改正

輸送施設の使用の停止等を国土交通大臣が命じた場合について準用する道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定の読替えを定める。

3. 今後のスケジュール

施行日：平成26年11月20日（木）

問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 高栗

連絡先 03-5253-8111（代表）内線 54703 03-5253-8986（直通）

政令第 号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十一月二十日とする。